

第6 遺骨帰還等慰霊事業について

(1) 遺骨帰還

ア 南方地域等における戦没者の遺骨帰還

平成23年度においては、これまでの間に寄せられた残存遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、モンゴル（ノモンハン）沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨帰還が困難な状況になりつつあるため、平成18年度からフィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島及びインドネシアにおいて未送還遺骨の情報収集事業を実施している。

なお、フィリピンについては、一部に比人の遺骨が含まれているのではという指摘を受け、受託団体による現地での遺骨収容事業を中断しており、事実関係の確認を含め検証を進めているところである。この検証の結果、改善すべきところがあれば改善を行った上で事業を再開することとしている。

◎ 硫黄島における状況

硫黄島からの遺骨帰還については、政府一体となって取り組むため、菅内閣総理大臣の指示により、平成22年8月10日付けで「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置されたところ。平成22年12月の遺骨収容・調査において、米国資料情報に基づく収容場所が集団埋葬地である可能性が高いことを確認し、平成22年度には822柱の御遺骨を収容したところ。平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化することとしている。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還

平成3年度から実施。平成22年12月末までに17,293柱の遺骨を送還したところである。

平成23年度においては、ロシア連邦4地域（ザバイカル地方、沿海地方、アムール州、イルクーツク州）において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成23年度においては、7地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、中国、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成23年度においては、ロシア連邦等5地域（ハバロフスク地方、沿海地方、アムール州、グルジア、モンゴル）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしく願いたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、既に、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくようご協力願いたい。

(3) 慰霊碑の建立

ア 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域 14 か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成23年度においては、ミャンマーの「ビルマ平和記念碑」等2ヶ所の補修調査を行うこととしている。

イ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成23年度においては、2か所に建立する予定である。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

平成11年度から同21年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,300人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,600人から申請があり、平成23年1月末までに身元が判明した遺骨795柱を順次遺族に返還している。

なお、平成22年度に帰還した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成23年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降の旧ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予

算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成23年1月末現在）

・旧ソ連	795柱
・モンゴル	369柱
・その他の地域	25柱
合 計	1,189柱

2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成23年1月末現在）

・受付数	1,043件
・特定数	352件

第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

1. 法案の概要

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するための改正法案を、本年の通常国会に提出中(平成23年10月1日施行)。

- (1) 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
- (2) 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※) 平病死・・・障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

2. 新たな時効失権防止対策について(運用事項)

今回の改正による新たな支給対象者に対して、国において確認できる事項をあらかじめ印字した請求書を作成し、個別案内に同封することを予定。

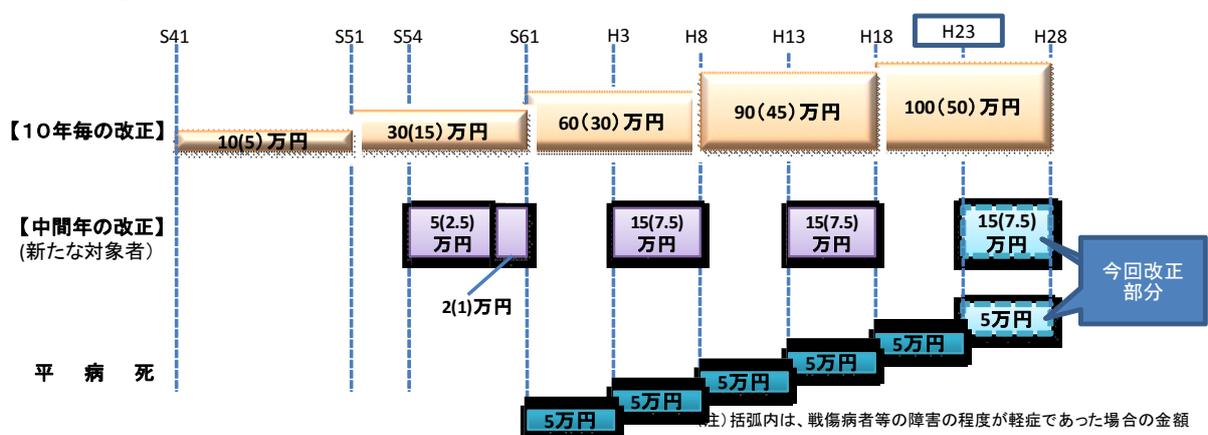
【参考：戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給(昭和41年に制度創設)。
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

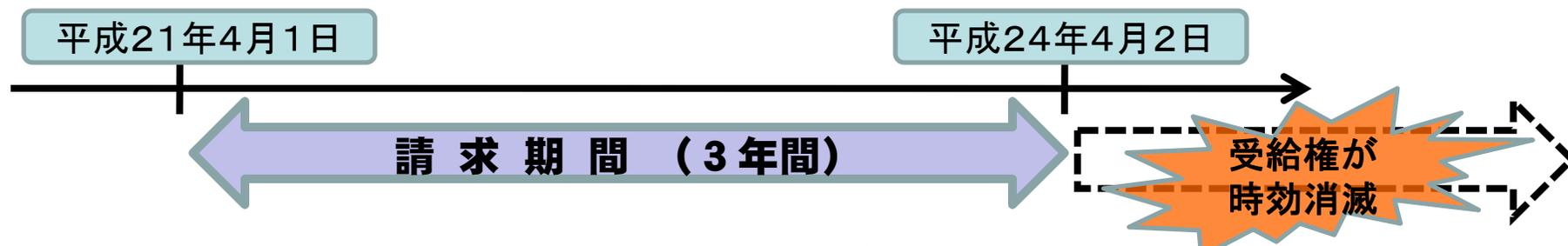
- これまで10年毎に行われてきた法改正の他に、中間年において、新たに対象者となった者等に対して特別給付金を支給するための改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要。



第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について

現 状

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。



- 平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

依頼事項

- 平成23年度は請求期間の最終年度であり、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。



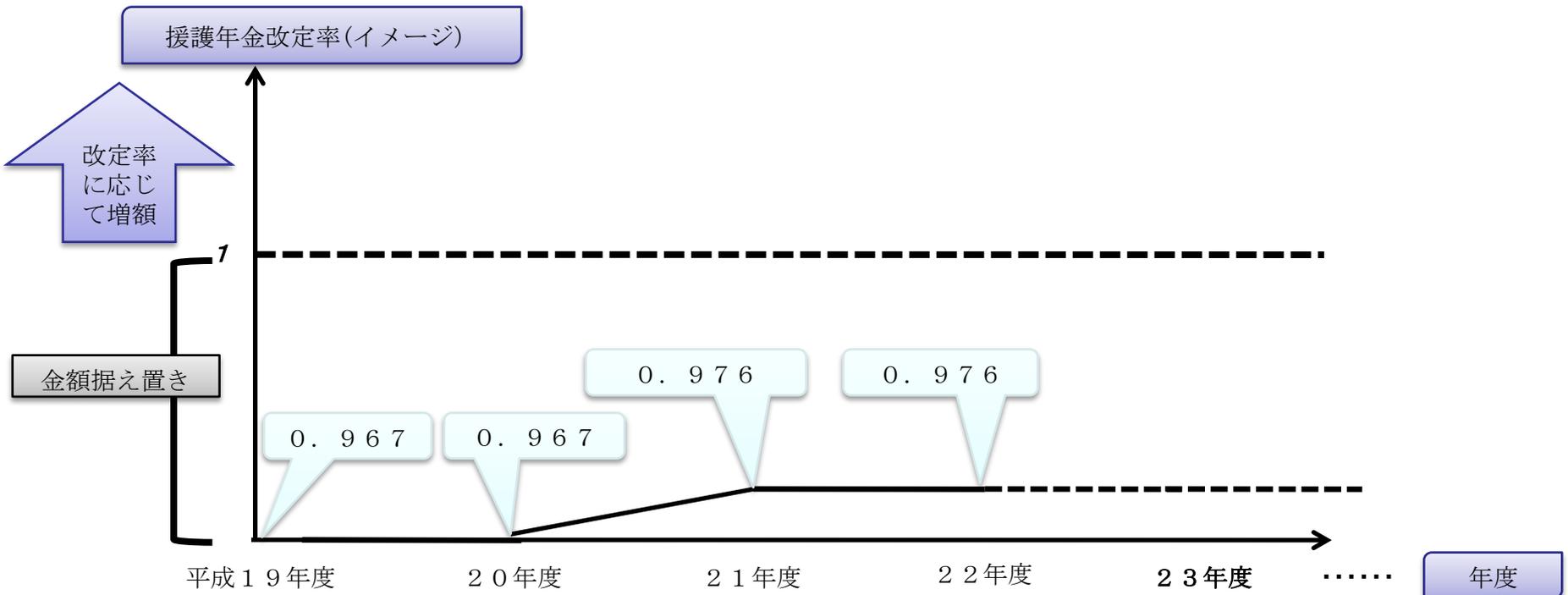
- 国において、ポスター等を作成し送付するので、都道府県においてご活用いただくとともに、各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力していただきたい。

第10 平成23年度における援護年金額について

○ 援護年金額は、公的年金の引上率による自動改定

- ・ 平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。
- ・ 仮に公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金額は据え置き。

※ 平成22年平均の全国消費者物価指数は、対前年比でマイナス0.7%。



第11 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（1）調査の目的

平成23年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月28日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

（3）その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしくお願いする。

なお、受給者に対しては、平成23年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第12 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約400件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保存・継承するための検討を行っている。

その一環として平成20年度から3か年計画にて各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行ってきたところであるが、貴重な資料が発掘されており平成23年度においても引き続き調査を実施したいと考えているので、各都道府県の御協力をお願いしたい。

第13 旧令共済組合員に係る履歴証明等について

1 旧令共済組合員に係る履歴証明事務

旧陸軍軍属にかかる履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされており、日本年金機構からの履歴証明依頼は、今年度も4,000件を超える件数が見込まれる。

都道府県が行う証明については、当室保管資料を添付のうえ、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、当該都道府県におかれては、証明の有無にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に当室に回答されるようお願いしたい。

また、例年行われている援護法等施行事務研修会を来年度も実施することとしているが、来年度の研修会においても、履歴証明が困難なケースの履歴作成について、具体的な事例を用いて詳しく説明することとしている。

なお、厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、申請者及び遺族より都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」(昭和53年3月改刷)71～73頁を参照のうえ依頼されたい。

なお、当室保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、その場合においては、当室に照会されるよう念のため申し添える。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第14 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料

(1) 旧ソ連抑留中死亡者については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿等の提供を受け、その翻訳名簿を厚生労働省ホームページに掲載している。

また、提供された資料と日本側資料との照合調査を行い、一昨年までに死亡者約5万3千人のうち、約3万2千人を特定してきたところである。

(2) 昨年、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の旧ソ連抑留者登録カードを入手し、日本側資料による未特定の死亡者との照合調査を行っており、これまでに新たな1,603人(平成23年1月末現在)を特定したところである。

(3) 特定できた者については、その遺族に資料の記載内容をお知らせしており、各都道府県においては、引き続き、当該者の遺族調査等にご協力願いたい。

(4) また、これまで提供を受けた資料では特定できない者がいることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請している。今後、新たな資料を入手し調査の結果、特定できた場合にはこれまでと同様、遺族調査等にご協力願いたい。

(参考) 旧ソ連抑留中死亡者資料の進捗状況(平成23年1月末現在)

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 34,000人
資料未提供等により未特定の者	約 19,000人

2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することとしているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、当室あて直接照会するようご案内願いたい。